

川越市告示第四百七十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年七月十一日

川越市長 川 合 善 明

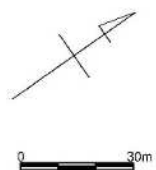
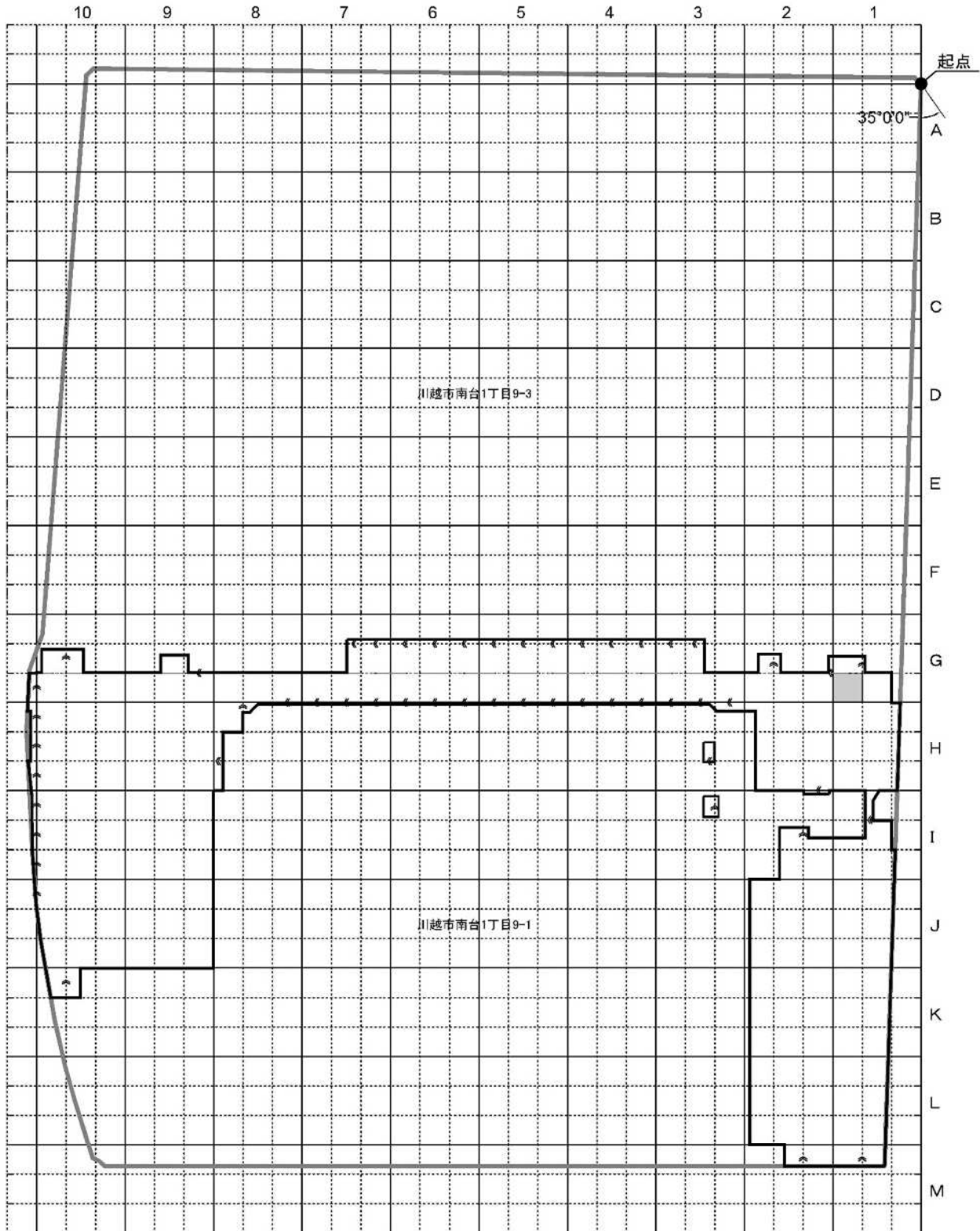
一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（川越市南台一丁目九番一の一部及び同番三の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

別図



【起点】  
 起点は、川越市南台1丁目9-3の  
 最北端とする。

【格子の回転角度】 35° 0' 0"  
 格子の回転角度は、起点を通り、  
 東西方向及び南北方向に引いた線  
 並びにこれらと平行して10m間隔で  
 引いた線により形成されている格子を  
 起点を支点として右回りに回転させた  
 角度を示す。

凡例

- : 敷地
- : 調査対象地(形質の変更範囲)
- : 30m格子線
- : 単位区画線
- ▲ : 区画統合
- : 筆境界
- : 形質変更時要届出区域

各30m格子内のNo.

1			
7	4	1	A
8	⑤	2	
9	6	3	

30m格子名: A1  
 単位区画名: A1-5